

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第96回

#### 中国の倒産法(10)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法（試行）」（以下「旧破産法」という）等の従来の倒産関連法規に代わり、2006年8月27日、「中華人民共和国企業破産法」（以下「新破産法」という）が公布され、2007年6月1日から施行されている。本稿では、新破産法が規定する「更生」及び「和議」の手続のうち、「更生」の終了に関する規定及び「和議」手続の概略について述べることにする。

#### 1 更生手続の終結及び更生計画の執行終結

Q1 A社は、更生計画を執行中のB社の一般債権者として、当該更生計画に従いその債権額の3分の1の弁済を受けていましたが、その後、突然、人民法院がB社の更生計画の執行の終結を裁定しました。A社は、これまでに受けた3分の1の弁済を返還しなければならないのでしょうか。また、まだ弁済を受けていない残り3分の2の債権についてはどのようになるのでしょうか。

A1 A社は既に受けた弁済を返還する必要はありません。また、弁済を受けていない残り3分の2の債権については破産債権となり、A社は破産財産の配当案に従い配当に参加することができます。もっとも、当該配当は、A社以外の他の一般債権者も、A社と同様、その債権額の3分の1の弁済を受けたときに初めて受けることができます。

新破産法は、更生の中途終了として、更生期間（人民法院が債務者の更生を裁定した日から更生手続が終結するまでの期間）中に終了する更生手続の終結と、その後の更生計画執行期間中に終了する更生計画の執行終結とを規定している。以下二つの場面の詳細について述べる。

##### （1）更生手続の終結（更生期間中の終了）

以下の何れかに該当する場合、人民法院は更生手続の終結を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない。

- ① 更生期間中に、以下の何れかの事由があり、人民法院が管財人または利害関係人の請求を受けた場合（第78条。以下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す）。

- i 債務者の経営状況及び財産状況が継続して悪化し、回復の可能性が乏しい場合
  - ii 債務者に詐欺、悪意により債務者の財産を減少させる行為またはその他明らかに債権者にとって不利な行為がある場合
  - iii 債務者の行為により管財人が職務を執行できなくなった場合
- ② 債務者または管財人が法定の期日（原則として更生の裁定後6ヶ月以内。3ヶ月間の延長が可能）通りに更生計画案を提出しなかった場合（第79条第3項）
  - ③ 更生計画案が債権者集会で採択されず、且つ人民法院の認可も得られなかった場合（第88条）
  - ④ 既に債権者集会で採択された更生計画案が、人民法院の認可を得られなかった場合（第88条）

## （2）更生計画の執行終結（更生計画執行期間中の終了）

債務者が更生計画を執行できない、または執行しない場合、人民法院は、管財人または利害関係人の請求を受けて、更生計画の執行終結を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない（第93条第1項）。

人民法院が更生計画の執行終結を裁定した場合、債権者が更生計画において行った債権調整の承諾は効力を失うことになるが、債権者が更生計画の執行により受けた弁済は依然として有効であり、債務者に対しこれを返還する必要はない（第93条第2項）。返還を要するとすれば、既に弁済を受けた債権者の地位を不安定にするだけでなく、事務処理上も大きな負担になるからである。

一方で、弁済を受けていない部分の債権については破産債権となり（第93条第2項）、当該債権者は破産清算手続に従い権利を行使し、破産財産の配当案に従い配当に参加することができる。

もっとも、当該配当は、自己と同順位の上記の他の債権者の受けた弁済が、自己が既に受けた弁済と同一の割合に達したときにのみ引続き受けることができる（第93条第3項）。上述のように既に受けた弁済は返還しなくて良いとしても、更生計画における債権調整の承諾は既に効力を失い、破産清算手続に移行している以上、破産財産の公平分配の観点からは、未だ弁済を受けていない他の債権者の利益にも配慮する必要があるからである。

なお、更生計画の執行終結が裁定された場合でも、更生計画の執行のために提供された担保は引続き有効とされているが（第93条第4項）、担保提供の目的、契約法上の原則からすれば当然のことと言える。

## 2 新破産法における和議手続の流れ

Q2 新破産法における和議手続は、基本的にどのような流れで行われるのでしょうか

か。

A2 新破産法における和議手続は、債務者が、人民法院に対して和議協議案を提出して和議を申し立てることにより始まります。和議の申立を受けた人民法院は、当該申立を審査の上、和議を裁定・公告し、債権者集会を招集します。債権者集会で和議協議が決議採択された場合、人民法院は認可の裁定を行い、和議手続を終結させ、公告します。その上で、債務者は、和議協議が規定する条件に従い債務を弁済していくことになるというのが基本的な流れです。

和議とは、債務者が債務を完済できない際に、破産清算を避けるため、債権者集会との協議交渉を経て互いに合意の上、その破産状態を回避し、債務者の再生または債務の清算を目指す制度である。

このような和議の目的は、一部または全部の債権者と個別に民事上の和解を行うことによって達成することも不可能とは言えないが、債権者の数が多数に上る場合等は、各債権者と民事上の和解を個別に行なうことは容易ではなく、また、一部の債権者と合意できない結果、上記の目的を達成できないことも予想される。さらに、仮に上記の目的を達成できるような合意ができたとしても、その内容が一部の債権者にのみ有利で、不公平なものになることも懸念される。

それに対して、破産法上の和議の場合、一定の比率の債権者の同意を得れば他の和議債権者も拘束することが可能であり、また、人民法院が介在するため公平且つ迅速に行うことが期待できる。

もっとも、債務者が全ての債権者と民事上の和解を行った場合、もはや破産法上の和議制度を利用して不同意の和議債権者を拘束する必要もなくなるため、新破産法は、「人民法院が破産申立を受理した後、債務者が全ての債権者と債権債務の処理について自ら協議を行い合意に達した場合、人民法院に認可の裁定及び破産手続の終結を請求することができる」（第105条）ものとしている。

以下では、新破産法が規定する破産法上の和議手続の流れについて述べることにする。

#### （1）和議の申立

新破産法によれば、債務者が期限の到来した債務を弁済できず（支払不能）、且つ資産が全部の債務を弁済するのに不足するか、または明らかに弁済能力が欠如している（債務超過等）場合（第2条第1項）、債務者は、直接または人民法院の破産申立受理後破産宣告前に、人民法院に和議を申し立てることができる（第95条第1項）。この点、和議の申立は、破産清算及び更生とは異なり、債務者に限ってのみ行えるところが特徴的である。

また、和議の申立に際して、債務者は和議協議案を提出しなければならないが（第95条第2項）、実務上、和議協議案には以下の内容が含まれるのが一般的

である。

- ① 債務者財産の状況説明
- ② 争いのある債務・争いのない債務の確定
- ③ 債務の弁済の方式及び期限
- ④ 和議協議の執行を確保するための措置（例えば、保証人・物上保証人等の詳細、銀行等の債務免除の状況、和議協議執行の監督システム等）

## （２）和議の裁定

和議の申立がなされた場合、人民法院は、当該申立が、上記（１）の要件等新破産法の規定に合致しているかについて審査し、合致すると認める場合、和議を裁定・公告し、債権者集会を招集して和議協議案を検討させることになる（第96条第1項）。

人民法院により和議が裁定された場合であっても、債務者の特定財産に対して担保権を有する権利者、即ち物的担保権付債権者の優先弁済権（第109条）は保証され、その日から当該担保権を行使することができる（第96条第2項）。そのため、物的担保権付債権者は、優先弁済権を放棄しない限り、和議協議についての議決権が認められず（第59条第3項及び第61条第1項第7号）、また、その結果、和議協議に拘束されることもないものとされている（第100条第1項及び第2項）。

## （３）和議協議の決議

和議を裁定した人民法院により招集された債権者集会は、和議協議案を検討の上決議採択することになるが、上述のように、当該決議には物的担保権付債権者は参加することができないため、和議協議の具体的な決議要件も、「会議に出席した議決権を有する債権者の過半数が同意し、且つその代表する債権額が物的担保のない債権額の3分の2を占めるものとする」（第97条）として、その決議要件の基数を「物的担保のない債権額」に限定している。

一方で、当該決議要件を充たさず和議協議案が債権者集会において決議採択されなかった場合、人民法院は和議手続の終結を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない（第99条）。

## （４）和議協議の認可

上記（３）に記載した決議要件に従い和議協議が債権者集会により決議採択された場合、人民法院は当該和議協議の認可を裁定し、和議手続を終結させ、これを公告する（第98条第1項前段）。なお、同条項では、人民法院が認可前に審査を行うか否かについては触れられていないが、実務上は、和議協議が必要条項を備えているか、決議手続が合法であったかといった形式面の審査のほか、和議条件が公平且つ合理的か、実行可能性を有しているかといった実体面につ

いての審査を行った上で認可の裁定がなされる。

また、認可裁定後は、管財人は、債務者に財産及び営業事務を引継ぎ、また、人民法院には職務執行の報告を提出しなければならないとされており（第98条第1項後段）、その後の債務者の和議協議執行の監督は、債権者集会（及び債権者委員会）により行われることになる。

人民法院から認可の裁定を受けた和議協議は、債務者及び全ての和議債権者に対して等しく拘束力を有するが、ここで言う「和議債権者」とは、人民法院が破産申立を受理した時点で債務者に対して物的担保のない債権を有する者（第100条第1項及び2項）、物的担保権付債権者は含まれないことは上述の通りである。また、和議債権者が債務者の保証人及びその他の連帯債務者に対して有する権利は、和議協議の影響を受けないものとされている（第101条）。

一方で、既に債権者集会において採択された和議協議が人民法院の認可を得られなかった場合、人民法院は和議手続の終結を裁定し、債務者の破産を宣告しなければならない（第99条）。

#### （5）和議協議の執行

和議協議の効力発生後は、債務者は、和議協議に定める条件に従い債務を弁済しなければならない（第102条）、和議協議に違反して行われた個別の債権者に対する利益の給付行為は全て無効と解されている。

一方で、和議協議は債務者及び和議債権者間の一種の契約という性質もあるため、和議債権者にも一定の義務が発生している。すなわち、和議債権者は、和議協議に従い減免された債務について、和議協議の執行が完了した時点より、債務者の弁済責任を免除しなければならない（第106条）。

なお、和議債権者が、新破産法の規定に従い債権の届出を行わなかった場合（債権の届出については、本連載「中国の倒産法（5）」を参照）、和議協議の執行期間中に権利を行使することはできないとされている。もっとも、和議協議の執行が完了した後に、和議協議に定める弁済条件に従い権利を行使することは可能である（第100条第3項）。